令和3年 第9回 幸手市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月24日 午後3時00分から午後4時50分
- 2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第1会議室B
- 3 出席委員

農業委員会委員(14名)

会 長 会長代理

7番 船 川 由 孝 14番 鈴 木 栄 1番 矢 島 清 春 2番 大 澤 年 一

3番 奥 貫 淮 Ż 森 4番 江 TF. 5番 野 村 美左緒 6番 倉 持 昭 夫 8番 田 中 雄

8番 田 中 吉 雄 9番 熊 谷 隆 夫 10番 山 中 栄

 11番
 増
 田
 隆
 司

 12番
 増
 田
 福
 重

 13番
 松
 島
 政
 雄

13番

農地利用最適化推進委員(6名)

出 政 美 男 関根 俊 友 行 梅 Щ 石 関 功 小 池 昭 \equiv 肇 小 H

- 4 欠席委員 (なし)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人について
 - 第2 議事

議案第1号 幸手市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 6 その他
 - ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - 互助会について
 - 事務連絡
- 7 事務局

局長 田 中 孝 徳 主査 堀 野 真 一 主任 新 井 貴美子

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、令和3年第9回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

開会にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会 長が議長となり、進めることとなっております。

では、会長、よろしくお願いします。

◆会長

それでは、まず初めに、第6回、6月の議事録を確認いたします。事前に配付してある第6回の議事録についてご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、意見なしということで、第6回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてでありますが、こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番 奥貫進委員、4番 江森正之委員にお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号幸手市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号幸手市農地利用最適化推進委員の委嘱についてになります。

去る8月10日の総会において候補者として決定していただいた6名を委嘱すること について、承認を求めるものでございます。

各候補者の詳しい説明は省略させていただきますが、幸手地区 岡政美氏、行幸地区 関根俊男氏、上高野地区 梅山友行氏、権現堂地区 石関功氏、吉田地区 小池昭三氏、 八代地区 小川肇氏の6名の候補者でございます。

この場においてご承認いただければ、農地利用最適化推進委員として委嘱し、農業委員と連携して活動していただくことになります。

推進委員の任期につきましては、本日から、農業委員の任期満了と同じ令和6年8月 6日までとなります。

以上です。

◆会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、この6名を農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6名を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定します。

それでは、推進委員の皆様にお越しいただき、委嘱状の交付を行いたいと思います。 暫時休憩といたします。

(推進委員入場・着席)

再開いたします。

農地利用最適化推進員の皆様にお集まりいただきましたので、委嘱状の交付を行いた いと思います。

事務局より説明をお願いします。

◆局長

委嘱状の交付にあたりましては、本来であれば、会長から皆様へ直接手渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されており、幸手市においても感染防止対策を徹底しているところです。このため、あらかじめ任命書はお席のほうに配付させていただきました。このような形になりまして誠に申し訳ございませんが、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

◆会長

それでは、推進委員の皆様には、これから農業委員とともに農業発展のため、また、 担い手農家育成のために頑張っていただきたいと思います。

それでは、自己紹介をお願いします。

◆農地利用最適化推進委員

(自己紹介)

◆会長

ありがとうございました。

次に、農業委員の皆様、自己紹介をお願いします。

◆委員

(自己紹介)

◆会長

(自己紹介)

最後に、事務局からお願いします。

◆事務局

(自己紹介)

◆会長

ありがとうございました。

このメンバーで3年間活動していきますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局より発言を求められております。

◆事務局

では、農業委員の役割、推進委員の役割について説明させていただきます。

まず、農業委員の役割についてです。

農業委員の役割としましては、権利移動の許可、農地転用許可申請の審議、農地利用 最適化推進に関する指針の策定などを農業委員会総会で審議し、最終的に合議体として 意思決定を行うほか、推進委員と協力して農地等の利用の最適化を推進します。

次に、推進委員の役割についてです。

担当地区において担い手への農地集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進など農地利用の最適化の推進のための現場活動を農業委員と協力して行うほか、農業委員会総会で意見を述べます。

そのほかに農地法に基づく遊休農地に関する措置がございます。

これは、農地法の規定による利用状況調査及び利用意向調査で、農業委員と推進委員が協力して実施していただいております。毎年1回、農地の利用状況を調査し、農地の所有者等に対して利用意向調査を行うものです。席上に、農地パトロールと利用意向調査のパンフレットを配付させていただいております。時間があるときにご覧いただきたいと思います。

具体的な調査方法につきましては、推進委員の皆様と事務局で別途打合せをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。また、調査を実施する際には、席上に配付させていただいている帽子と腕章を着用していただければと思います。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、局長から補足があります。

◆局長

補足になります。本日、推進委員の皆様には机の上に「農業委員会制度」、「農地転用許可制度のあらまし」という資料を置かせていただいております。活動等の詳しい内容についてはこちらに書いてございます。お時間があるときにご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆会長

ありがとうございます。

それでは、議事に戻ります。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてになります。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 内国府間本村裏○○外1筆、登記地目 畑及び田 現況地目 田、面積の合計 790㎡、譲受人 高須賀○○ ○○○、譲渡人 北二丁目○○ ○○○、譲受理由 耕作便利、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 10,932㎡、家族数 4人、耕作者数 1人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、ご主人が亡くなり、相続でこの土地を取得しましたが、農業に携わったことがなかったため、親戚である譲受人の〇〇〇〇氏に相対で耕作をお願いしていたとのことです。固定資産税の支払いの関係もあり、このたび〇〇氏にこの土地を譲り渡すことにしたとのことです。譲受人の〇〇〇〇氏は、この土地が自身の所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できることから、譲り受けることにしたとのことです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため許可の要件 を満たしていると考えています。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について説明をいただきました。

質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について、承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 上高野菩薩前○○外2筆、地目は登記・現況ともに畑、面積の合計は1,127㎡、譲受人 さいたま市○○ ○○(株)(代)○○○、譲渡人 上高野○○ ○○○、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅3棟 168.93㎡ 農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、建売住宅3棟を建設するものです。

譲渡人の〇〇氏は、農業経営を縮小していく意向があるとのことであり、また、周辺で住宅が開発されていることもあって、この土地を譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、さいたま市に本店を置き、不動産の分譲業務などを営んでいる法人です。この土地の近くに各種商業施設、住宅等があり、日常生活をする上で便利であることから需要が見込めるため、今回の申請に至ったものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が 進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について、ご質問等はございますか。

○○委員。

◆委員

土地利用計画図の、旗状の部分に、埼玉県建築基準法施行条例第3条ただし書き適用 と記載されているのですが、何か特例みたいなものですか。

◆会長

事務局どうですか。

◆局長

今、担当課のほうに確認いたします。

◆会長

では、今調べているので、とりあえずこの案件は保留して、次の案件に進めたいと思

います。

それでは、3番に移りますので、事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 幸手長倉○○、地目は登記・現況ともに畑、面積 1,083㎡、譲受人 大阪市○○ (株)○○(代)○○○、譲渡人 中四丁目○○ ○○○○、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 429.41㎡ 農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。地上権設定となります。

地上権とは借地権の一種で、他人の土地において建物などの工作物を所有する目的で 土地を使用する権利です。土地の所有者の承諾がなくても、工作物等の譲渡・転貸した りすることができるものです。

申請地は第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は、現在農業を行っておらず、休耕中の農地の有効利用を図るため、 この土地を貸し出すことにしたとのことです。

譲受人は、大阪府大阪市に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを営んでいる法人です。親会社で、小売電気事業者の登録を持つ(株)○○と電気売買契約を締結し、太陽光発電施設の設置を進めているとのことです。発電した電気は、(株)○○に売電し、(株)○○が行う電力小売事業に使われているとのことです。

譲受人は自社の事業拡大のため、太陽光発電設備を設置できる土地を探しており、このたび条件に合う土地が見つかったことから、今回の申請に至ったとのことです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

ただいま3番の案件について説明をしていただきました。

質問等はございますか。

○○委員。

◆委員

転用理由書の防災計画では、年1回の点検、除草、清掃作業を実施するとありますが、 年1回では、少なすぎると思います。

◆会長

事務局どうですか。

◆局長

転用理由書ですが、年1回の巡回点検等となっていますが、こちらは、随時点検等を 行うということで内容を差し替えるように、指示してあります。

◆委員

よろしくお願いします。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、3番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

では、保留となっていた2番の案件について、説明をお願いいたします。

◆局長

先ほど○○委員からご質問のありました、2番案件の土地利用計画の中に埼玉県建築 基準法施行条例第3条ただし書適用という文言ですが、路地状敷地の道路形態部分の長 さにより接道幅員が決められています。今回の場合、接道幅員は4m必要ですが、建築 物の外壁を防火構造にして、軒裏の仕上げは不燃材料を使うことで、接道幅員が4m取 れない場合も許可が見込まれるということです。

◆会長

○○委員、よろしいですか。

◆委員

基本的にはこの条例がなければ、4mなくてはいけないということですね。

◆局長

はい、そうです。原則は4mになります。

◆委員

消防車も入れませんものね。分かりました。

◆会長

それでは、2番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番は終わりましたので、4番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 下川崎北町○○、地目は登記・現況ともに田、面積 1,149㎡、譲受人 大阪市○○ (株)○○(代)○○○、譲渡人 中五丁目○○ ○○○、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 429.41㎡ 農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は、現在農業を行っておらず、申請地について利用権を設定して耕作をお願いしていましたが、今回の申請前に合意解約し、土地の引渡しは稲刈り後とのことです。その後、譲受人に譲り渡すとのことです。

譲受人は、大阪府大阪市に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを営んでいる法人です。親会社で小売電気事業者の登録を持つ(株)○○と電気売買契約を締結し、太陽光発電施設の設置を進めているとのことです。

発電した電気は、(株)○○に売電し、(株)○○が行う電力小売事業に使われている とのことです。

譲受人は自社の事業拡大のため、太陽光発電設備を設置する土地を探しており、この たび条件に合う土地が見つかったことから、今回の申請に至ったとのことです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件について質問等ございますか。

○○委員。

◆委員

譲受人についてですが、先程の3番とこの4番で、会社名が似ていますが、どのような関係ですか。

◆事務局

両方とも(株)○○の子会社です。

◆委員

では、同じ人が代表をやっているということですか。

◆事務局

はい、代表者は同じ人になります。

◆会長

よろしいですか。

(はいの声あり)

○○委員。

◆委員

土地の買取価格は教えてもらえますか。

◆会長

資料に出ていますね、○○円です。

○○委員。

◆委員

3番と4番は同じ系列の会社ということですが、3番は貸借で、4番は売買ですよね。 これは何か理由があるのですか。

◆事務局

会社の方針で、貸借の場合は、地上権設定で借受ける。あとは所有権移転の売買ということでお願いしているとのことです。また、農地を有効利用したいということで、貸付ける方、農地を処分したい方、それぞれの譲渡人の意向です。

◆委員

3番の案件ですが、地上権設定で20年に限って許可するという意味ですか。その後は分からないということですね。

◆事務局

そうです。20年に限って許可します。

◆会長

○○委員。

◆委員

固定価格買取制度の買取り期間が20年なので、20年にしてあると思うのですが、 20年たったところで止めて撤去するのか、延長するのか、そういうことは事前に話は あったのでしょうか。

◆事務局

今回の案件は固定価格買取制度を適用したものではありません。

◆局長

親会社の(株)○○が小売電力事業者登録をしていて、固定価格制度ではなく、電力自由化で自由に売電できる事業者になります。その子会社として、施設の設置を進めていく会社として(株)○○や(株)○○等を設立して、ソーラーパネルの設置を全国各地で進めています。そこから電力を買って、(株)○○は顧客の需要家に売る流れになっています。なので東京電力などは入らない電力の売買ということです。

◆会長

○○委員。

◆委員

自由売買だったら49.5kwにする必要はないですよね。

◆委員

すみません、今の審議は4番ですよね、ここは現在米を作っているところですか。周 りも米を作っていると思いますが、周りには周知されているのですか。

◆会長

両隣には確認を取っているでしょう。

◆事務局

申請地は、利用権を結んで耕作を依頼していましたが、今回合意解約をしていて借受 人の了承は得ています。また周りの農地所有者にも話はしてあるとのことでした。

◆会長

耕作者側も了解しているということですね。

◆事務局

はい。

◆会長

○○委員、よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、4番の案件については承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 外国府間宮下○○、地目は登記・現況ともに畑、面積 961㎡、譲受人 大阪府○○ (株)○○ (代)○○○、譲渡人 外国府間○○ ○○○○、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 429.41㎡ 農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は、現在農業を行っておらず、休耕中の農地の有効利用を図るため、 この土地を譲り渡すことにしたとのことです。譲受人は3番の案件と同じ法人です。申 請に至った理由につきましても同じす。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

5番の案件について質問等はございますか。

○○委員。

◆委員

事務局に確認をしてもらいましたが、この図面で見ますと、設備が敷地に対して、ぎりぎりいっぱいに計画しているように見えます。メンテナンスのときに支障があるのではないかと思いまして、調べていただきましたので、事務局でもう1回説明していただ

けますか。

◆事務局

この図面ですと、フェンスぎりぎりにソーラーパネルがついている状態に見えますが、 縮尺の関係でそのように見えているだけです。実際はフェンスとパネルの間は人が行き 来できるくらい、60cmから80cmの空きがありますので、メンテナンスには支障がない ということでした。

◆会長

○○委員、今の説明でよろしいですか。

(はいの声あり)

ほかにございますか。

○○委員。

◆委員

全般的に太陽光発電施設の件で聞きたいのですが、貸出し、売却にしても、土地の嵩上げをしますよね。そのときに隣接する田畑の地権者と同意のような形はあるのですか。

◆事務局

今回の敷地につきましては、嵩上げはありません。

◆委員

嵩上げしない場合でも、隣接する田畑との間を空けないと非常に不便ですよね。

◆局長

計画図を見て、例えば日照の問題とか、余りにも隣接の農地に影響が出そうであれば、 計画自体を再検討してもらうとか、あと位置をずらしてもらうなどの対応をしていただいています。

◆委員

ちなみに隣接する地権者の同意書とか、そういうものは必要なのですか。

◆事務局

同意書までは頂いておりません。

今回の太陽光発電施設に関しては、事業者のほうから、計画について、隣接の農地の 所有者の方にお話はしてあるそうです。

◆委員

了解しました。

◆会長

ほかにございますか。

○○委員。

◆委員

以前から話はしてきましたが、太陽光発電施設で一番気になるのは、隣接の問題も含めて、虫食い状態であちこちに造られることで、私自身は太陽光発電を推進する立場を基本的に持っていますが、虫食い状態の開発は本当にいいのか、市としてはどう考えているのかと思いますし、逆に、耕作放棄地のようなところには太陽光発電施設を誘致してもいいのではと、思うところもあります。法律上でも太陽光発電施設をここに集中させて、こちらは農地に生かす、そういうことができる法律もあったと思います。その辺を含めて幸手市として太陽光発電の在り方、事業者の申請のまま、許可するということではなく、どこに造るべきだとか、こちらに誘致、誘導しようなど、そういうことを検討してもいいのではないかと思うのですが。

◆会長

いい意見だと思います。今、国の方針が太陽光を推進していますので、市や農業委員会で話し合いながら、この辺は荒れているから太陽光を進める、この辺は住宅を建てていくなど、そういうものを農業委員会で話し合って市に上げていけばいいのかなと思います。ほかにございますか。

◆委員

この話は、前から問題に上がっていますが、市として、太陽光発電施設の乱立は止めるようなことはないのですよね。

◆会長

太陽光発電の推進は国の方針ですから。

◆委員

幸手市だけではなくて、ほかの地区でもあちこちで、もめている状態であるということを外部に言うことも必要ではないかと思うのですが。

◆会長

その都度、意見を述べていただければいいのかなと思います。 ○○委員。

◆委員

基本的なことですみませんが、農地は青地でも白地でも、何でもできるということですか。

◆局長

青地は難しいですね。太陽光発電施設が青地地区で許可が下りることがあるのは、営 農型と言って、パネルの下で耕作をする条件のものだけです。

◆会長

それでは、5番の案件については承認することでよろしいですか。 (異議なしの声あり) それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 天神島 ○○○○、利用権設定をする者 神扇 ○○○○、土地の所在 神扇○○外2筆、地目 田、面積 6,204㎡、新規更新の別 更新、契約期間 10年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 神扇 ○○○○、利用権設定をする者 神扇 ○○○、土地の所在 神扇○○外4筆、地目 田、面積 6,341㎡、新規更新の別 更新、契約期間 10年、賃借料 10 a 当たり10,000円、作物 水稲、権利の種類 賃貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 円藤内 ○○○、土地の所在 円藤内○○外5筆、地目 田、面積 10,912㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類 賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 千塚 ○○○、土地の所在 千塚○○外5筆、地目 田、面積 11,961㎡、新規更新の別 更新及び新規、契約期間 5年、賃借料 10 a 当たり30 k g、作物 水稲、権利の種類賃貸借権設定。

まず、1番及び2番の八代地区の案件について説明いたします。

1番及び2番の案件は、貸付人が同じ○○氏のためまとめて説明させていただきます。 更新申請になります。貸付人の○○氏は、父親の代から借受人の○○氏と○○氏に耕 作をお願いしているとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。借受人の ○○氏と○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

次に、3番及び4番の行幸地区の案件について説明いたします。

3番及び4番の案件は、借受人が同じ○○氏のためまとめて説明させていただきます。

3番の案件は、更新申請となります。貸付人の○○氏は、耕作する者が自分しかおらず、この農地を耕作していくことが難しいことから、借受人の○○氏に耕作をお願いし

たとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。

4番の案件は、更新及び新規となります。更新の土地について、貸付人の○○氏は、耕作する者が自分しかおらず、耕作していくことが難しいことから、借受人の○○氏に耕作をお願いしたとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。新規の土地について、貸付人の○○氏はこれまで親戚に耕作をお願いしていましたが、その方が耕作できなくなったため、借受人の○○氏に併せて耕作をお願いしたとのことです。借受人の○○氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

以上です。

◆会長

事務局に農用地利用集積計画について説明をしていただきました。質問等はございますか。

○○委員。

◆委員

2番の○○さんは86歳ですが、実際に作業していらっしゃるのは家族とか息子さんですか。

◆会長

私が近所なので知っています。息子さんがやっています。

○○委員。

◆委員

以前にも話をしたのですが、更新手続きの際、中間管理機構に移行できるように、勧める方向にもっていけないものでしょうか。

◆局長

○○委員のおっしゃるとおりで、市も中間管理事業を推進しておりますので、機会があるときにお話はさせていただいているところです。あとは借りる方と貸す方の考えになるのですけれども、アナウンスは引き続きさせていただいて、今後より強く説明して理解いただいて、何とか中間管理を利用してもらえるように取り組んでいきたいと思っております。

◆委員

現実問題として、貸す側も借りる側も中間管理機構を知らない方が多いのです。

◆会長

そうですね、私も県の中間管理機構の評価委員を六、七年やらせていただいて、年に 2回ほど会議に出ています。幸手市がこの近隣では一番遅れているそうですので、この 中間管理事業をもうちょっと進めていければと、私も思っておりますので、よろしくお 願いいたします。 ○○推進委員。

◆推進委員

中間管理機構を進めていくという話ですが、賃借料は中間管理機構を通した場合には、 農協のJA米概算金相当額になりますよね。

◆会長

そうですね。

◆推進委員

その金額を振興担当や事務局は、常に頭に置いて話を進めてほしいです。今までは現物でもらっていたが、機構を通すと賃借料として振込になることを説明してもらいたい。二、三年前に中間管理機構の方に来てもらって、説明を受けたことがありましたが、その中で一番ネックになるのは、賃借料がばらばらなので、中間管理機構を通すと金額が下がるとか、手取りが少なくなるとか、そういうのがあってなかなか進まない。一番重要なのが賃借料の統一ということをおっしゃっていました。だから、窓口でも、今、中間管理機構を通すとこういうメリットがありますが、ただ賃借料を統一する必要があるので、今こういう賃借料になっていますと、きちんと説明をした上で、中間管理機構へ誘導していくように、やってもらうといいのかなと思います。

◆会長

そうですね、そのように勧めていきたいですね。中間管理機構も、いつでも説明に伺いますと言っていますので、機会をつくり来てもらいましょう。

それでは、農用地利用集積計画について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号をご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出1件で、内容につきましては、東一丁目地内で自己用住宅に転用するもので、詳細については資料のとおりです。

◆会長

皆様の協力により議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、次第5その他に移らせていただきます。

初めに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局から説明をいたします。

◆事務局

席上に農地等の利用の最適化の推進に関する指針案を配付しております。

この指針は、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員会が農地等の利用 の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために定 めるものです。

指針の内容としましては、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進に関する数値目標を定めるとともに、その目標達成に向けた具体的な推進方法を定めるものとなっています。

それでは、指針案の1ページ、第2、具体的な目標と推進方法の1、遊休農地の発生 防止・解消についてをご覧ください。

まず、目標ですが、毎年度行っている農業委員会事務の実施状況等の公表において、 毎年度0.5haの解消を目標としていることから、それに合わせて毎年度0.5haを解 消し、令和9年4月の遊休農地面積として10.2haを目標としました。

一番下の行、(2)において、その具体的な推進方法が書かれています。

次に、2ページ目の2、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、目標については、毎年度行っている農業委員会事務の実施状況等の公表において、毎年度1 h a の集積を目標としていることから、それに合わせて毎年度1 h a の集積を目標とし、令和9年4月の集積面積を168.0 h a としました。(2)において、その具体的な推進方法が書かれています。

次に、3ページ目の3、新規参入の促進についてですが、こちらにつきましても毎年度行っている、農業委員会事務の実施状況等の公表において、毎年度1経営体の参入を目標としていることから、それに合わせて毎年度1経営体の参入を目標とし、令和9年4月の新規参入者数を6経営体としました。(2)において、その具体的な推進方法が書かれています。

この指針案につきましては、今年2月の総会に諮らせていただきましたが、3ページ 目の下から6行目の企業参入推進について記載しなくてもいいのではという意見があり、 この項目の取扱いについて課題となっております。

この指針案については、推進委員の委嘱後速やかに定めることが適当とされておりますので、9月の総会にてご意見を伺い、決定したいと考えております。恐縮ですが、お帰りになられた後に目を通していただければと思います。また、本指針案を9月の総会のときに持参していただきますようお願いいたします。

なお、指針は推進委員に意見を聞き、定めるものとなっておりますが、新型コロナウ

イルスの影響により推進委員に出席を依頼できない場合もございますので、その際には 書面、電話等で意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◆局長

お示しさせていただいた、この指針案ですが、9月総会時にまとめまして、決定させていただいて、その後公表したいと考えております。コロナの状況もありますので、できれば9月にと考えていますが、遅くても10月の総会時には決定をしたいと考えています。

ご覧になって意見がある場合は、いつでも事務局の方にお申しつけいただければ、現場の意見として取りまとめたり、案を反映したりできますので、いつでも意見をお寄せいただいて大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

◆事務局

すみません、訂正があります。1ページ目の下の段の遊休農地の解消面積の表で、一番上の現状、(令和3年4月)の遊休農地面積(B)の面積が、13.3haとなっていますが、正しくは13.2haになります。

◆局長

では、指針については以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、互助会について説明させていただきます。

(互助会について説明)

続きまして、事務連絡になります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

皆様、大変お疲れさまでございました。

閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年10月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 奥 貫 進

署名委員 江 森 正 之